島田市 原子力災害広域避難計画 (骨子)

島田市

1 糸	≋ 則····· 1
(1)	目的1
(2)	概要1
(3)	基本となる災害 1
(4)	計画の位置付け1
(5)	避難の基本的な考え方 1
	基本方針 1
(1)	防護措置の判断基準とその内容 1
(2)	緊急時モニタリングの概要3
	安定ヨウ素剤の配布・服用3
(4)	避難3
(5)	避難誘導及び安否確認3
(6)	避難先3
(7)	要配慮者等の防護措置 4
3 ૠ	壁難等防護措置の実施 5
(1)	緊急事態区分等に応じた防護措置 5
(2)	避難等に関する情報手段8
4 舅	≷急時モニタリングの実施⋯⋯10
(1)	測定地点と避難単位10
(2)	緊急時モニタリング体制10
(3)	要員の登録10
	要員の派遣10
	モニタリング実施用資機材10
(6)	要員の安全管理10
5 3	安定ョウ素剤の配布及び服用の実施10
	配布対象者11
	配布場所11
	配布の方法11
	配布に関する手順11
	服用回数11
	服用量11
(7)	服用の時期11
(8)	服用中止の連絡12
(9)	回収12
-	主民の避難の実施12
	避難体制12
	避難所の体制13
	避難者の対応13
	避難経路13
(5)	避難退域時検査及び簡易除染14

7	避難誘導、確認の実施15
(1)	避難誘導時の警察、消防との連携15
(2)	避難誘導時の消防団、自主防災会等の連携15
(3)	バス等による避難の対応15
(4)	避難対象区域の避難実施の確認方法15
(5)	避難報 告 ······15
8	避難先等の対応16
	避難先の整理と周知16
	バックアップとなる自治体への避難17
	避難住民の支援体制等17
, ,	避難者への情報提供18
	健康管理とメンタルヘルス18
_	
	要配慮者等の防護措置の実施18
. ,	病院入院患者18
, ,	社会福祉施設入所者19
	社会福祉施設通所者19
	在宅の要配慮者19
. ,	外国人20
	就学児童・生徒及び乳幼児等(学校、幼稚園、保育園)20
(7)	一時滞在者(観光客等)20
10	市役所機能の移転20
11 -	住民からの問合せに対する対応21
12	今後の検討課題······21
	避難後の島田市内の防災、治安体制について21
	避難先市町での学校教育、保育体制について21
	その他21

島田市原子力災害広域避難計画(骨子)

1 総 則

(1)目的

本計画は、本市の原子力災害対策の基本となる「島田市地域防災計画」(原子力災害対策編)(以下「島田市地域防災計画」という。)に基づき、中部電力株式会社浜岡原子力発電所(以下「発電所」という。)における原子力災害に係る住民等の避難等の実施について必要な事項を定めるものである。本計画に記述されていない事項については、島田市地域防災計画によるものとする。

なお、本計画は、国の「原子力災害対策指針」等(以下「対策指針」という。)の関係計画 及び「静岡県浜岡地域原子力災害広域避難計画」等(以下「静岡県計画」という。)が見直さ れた場合には、必要に応じて見直しを行うものとする。

(2)概要

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)(以下「原災法」という。)に基づき住民避難等の防護措置を円滑に実施するため、防護措置の種類、避難先・避難経路、避難手段等について定めるものとする。

(3)基本となる災害

本計画で想定する災害は、発電所において原子力災害のみの単独災害が発生した場合を主体に記述し、大規模災害等との複合災害の場合は、必要事項を随時、追加記述するものとする。

(4)計画の位置付け

市は、地域防災計画において、「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」(以下「重点地域」という。)を本市全域として定めており、本計画は当面最も厳しい状況である市内全域、人口 100,646 人、世帯 36,520 世帯(平成 27 年 3 月 31 日現在)を計画の対象とする。

「原子力事故の規模、形態により避難すべき地区や避難方法が異なる」ことから、市内の一部地域が避難を要する場合は、災害発生時の状況に応じ本計画を修正して適用するものとする。

(5)避難の基本的な考え方

ア 原子力災害事故の状況緊迫に応じて、まず、最も危険度の高い発電所から半径約5kmの区域(以下「PAZ」という。)の住民が予防的に避難し、次いで放射線レベルの状況に応じて発電所から半径約5km~31kmの区域(以下「UPZ」とい。)の住民が避難する。PAZ圏内住民が避難している間、UPZ圏内住民は屋内退避を実施する。

- イ 当市の避難においては、市内 12 箇所のモニタリングポスト及び簡易型電子線量計における 放射線量率の観測値に基づき、避難対象区域が指定され段階的に避難を実施する。
- ウ 病院入院患者や社会福祉施設入所者等、避難対象者の特性を考慮した避難を実施する。

2 基本方針

(1) 防護措置の判断基準とその内容

ア 避難等の防護措置は、対策指針に基づき、発電所の状況や放射線測定値等により国が判断

し、国、県、事業所等と連携し実施する。防護措置の判断基準とその内容は表1のとおりである。

表1 避難等(避難、一時移転、屋内退避)の判断基準と内容

		避難等	等の内容
	判断基準	PAZ	UPZ
	刊例基毕	(発電所から半径約5km	(発電所から半径約5km~
		の区域)	31kmの区域、当市が該当)
情報	収集事態		
(御	前崎市で震度5弱または、震度5	_	_
強の	地震)		
E A	警戒事態例)御前崎市で震度6弱以上の地震	施設敷地緊急事態要避難 者の避難準備	_
L ※1 に 基	施設敷地緊急事態 特定事象通報時(原災法 10 条) 例)全交流電源喪失	施設敷地緊急事態要避難 者の避難実施 住民等の避難準備	住民等の屋内退避準備
づく避難等	全面緊急事態 原子力緊急事態宣言発令時(原災 法 15条) 例)原子炉を冷却する全ての機 能喪失	住民等の避難実施	住民等の屋内退避
O I L *2	OIL 1 500 µ Sv/h 超過 (地上1 mで計測した場合の空間 放射線量率(1時間値))	_	基準に該当した区域の住民 等の避難(数時間内を目途 に区域を特定し、速やかに (1日を目安)避難を実 施)
基づく避難等	OIL 2 20 μ Sv/h 超過 (地上1 mで計測した場合の空間 放射線量率(1時間値)で、20 μ Sv/h 超過を計測してから1日経 過後の計測値)	_	基準に該当した区域の住民 等の一時移転(1日以内を 目途に区域を特定し、1週 間程度内に一時移転を実 施)

- ※1 EAL:原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベル
- ※2 OIL:空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の計測可能な値で表される運用 上の介入レベル

イ 住民への情報伝達手段

島田市地域防災計画第2章第5節「情報の収集・連絡体制等の整備」及び第3章第9節「住民等への的確な情報伝達活動」に基づき、使用し得るあらゆる情報伝達手段を活用するものとする。

ウ 判断基準に基づく国・県・市の体制

島田市地域防災計画第2章第6節「緊急事態応急体制の整備」及び第3章第3節「」活動体制の確立に基づき、あらゆる状況の変化に対応し得る体制をとるものとする。

(2) 緊急時モニタリングの概要

緊急時モニタリングについては、国の統括の下、緊急時モニタリングセンターが静岡県原子力防災センター(浜岡オフサイトセンター)及び静岡県放射線監視センターに設置され、初動段階は静岡県緊急時モニタリング計画及び実施要領(平成27年10月5日静岡県)に基づき実施する。

(3) 安定ヨウ素剤の配布・服用

放射性ョウ素による内部被ばくを防ぐため、原則として、全面緊急事態に至った後に、発電所の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、安定ョウ素剤の配布・服用について、原子力規制 委員会が必要性を判断する。市は、国の指示に基づき、又は市長の判断により、安定ョウ素剤を配布・服用を行うものとする。

(4)避難

ア 避難手段

避難手段は、原則、自家用車とする。また、要配慮者及びその関係者の内、自家用車避難困 難者並びに一般住民の内、自家用車避難困難者等については、バス等を使用する。

なお、病院入院患者及び社会福祉施設入所者等の避難手段については、患者搬送車、福祉車両等、各施設が自ら確保できる避難手段のほかは、静岡県、国及び関係機関の協力を得て、バス、患者搬送車、福祉車両、自衛隊車両やヘリコプター等の避難手段を確保する。避難の開始は、避難先の受入体制が整ってから実施する。

市は、国・県と連携し、輸送関係機関と協議を行い避難手段の確保に努める。

イ バス避難者の集合場所

原則、大型バス等が直近まで乗り入れることのできる市内の第一次指定避難所 39 箇所をバス避難者の集合場所及びバス等の乗車場所とする。

ただし、不測の事態等となった場合、大型バス等乗り入れ可能な地区の公会堂等も集合場所 及びバス等の乗車場所とする場合もある。

ウ 避難経路

UPZ圏外へ安全かつ迅速に避難できることを基本とし、避難単位毎に基準となる避難経路を明示する。

エ 避難退域時検査及び除染場所

避難住民の避難退域時検査及び簡易除染については、避難住民の迅速な避難の実効性を確保 しつつ、当該避難による汚染の拡大を防止するため実施する。

基準となる避難退域時検査及び除染の場所は、別表1のとおりとする。

(5) 避難誘導及び安否確認

避難及び安否確認を行うため関係機関(自衛隊、警察、消防、消防団)等と連携し迅速な対応 を行うものとする。

(6)避難先

ア 避難先市町

避難先市町については、地域コミュニティの維持を基本として自治会単位毎に避難先市町を 定める。

避難の際には、原則として、静岡県が避難先市町において受入れ可能であることを確認した 後避難を開始する。

(ア) 県内避難の場合 (原子力災害単独の場合)

避難先市町は別表1のとおりとする。

(イ) 県外避難の場合 (大規模地震等の複合災害の場合)

避難先の県内15市町の受入が困難な場合は、関東地方の都県(平成28年3月31日現在、 県が東京都と協議している。)に静岡県が受入れの可否を確認した後、避難を開始する。

(ウ) その他の場合

県内15市町、関東地方の都県(平成28年3月31日現在、県が東京都と協議している。) とも受入が困難な場合には、静岡県から政府原子力災害対策本部に、全国規模の受入れ支援 調整を行い避難する。

(エ) 市内避難の場合

避難対象区域が限定され尚且つ避難住民が少数となった場合、市内に避難先を指定する場合がある。

今後、避難町内会ごとに避難先避難所を決定し、自治会ごとの避難計画に反映させるものとする。

イ 避難住民の支援体制等

市は、国や静岡県、避難先市町等と連携し、避難先での受け入れや避難住民への支援が十分行えるよう、避難所運営や物資確保等の体制を整える。

(7) 要配慮者等の防護措置

市は、高齢者や障害者等のうち、自ら避難することが困難であり、その円滑で迅速な避難等を 実施するために、支援を要する避難行動要支援者を把握し、静岡県、関係機関と連携し緊急時の 対応をあらかじめ整備する。

ア病院入院患者

病院入院患者は、避難による病状や体調に与える影響及び放射線量による影響やリスクを考慮し、屋内退避や避難等の防護措置を判断する事が必要である。

このため、市及び静岡県は、緊急時を想定し、県内の病院等への受入及び車両等による搬送 等の協力体制を整備するため、各施設や関係団体、市町と協議し、受入候補施設や受入可能人 数等を想定するなど、具体的な災害協定の締結に努める。

また、迅速で安全な避難等を行うため、施設毎の原子力災害避難計画の作成を促進するとともに、原子力防災に関する知識や初動活動等の普及の啓発に努める。

イ 社会福祉施設入所者

施設入所者は、避難にともなう体調に与える影響及び放射線量による影響やリスクを考慮 し、屋内退避や避難等の防護措置を判断する事が必要である。

このため、市及び静岡県は、緊急時を想定し、県内の同様施設等への受入及び福祉車両等に

よる搬送等の協力体制を整備するため、各施設や関係団体、市町と協議し、受入候補施設や受 入可能人数等を想定するなど、具体的な災害協定の締結に努める。

また、迅速で安全な避難等を行うため、施設毎の原子力災害避難計画の作成を促進するとともに、原子力防災に関する知識や初動活動等の普及の啓発に努める。

ウ 社会福祉施設通所者

社会福祉施設通所施設は、通所者等の実態に応じてサービスを中止し、送迎により家族(介護者)に引き渡す。通所者は、家族(介護者)と同伴により一般避難者と同様な防護措置を行う。

また、迅速で安全な避難等を行うため、施設毎の原子力災害避難計画の作成を促進するとともに、原子力防災に関する知識や初動活動等の普及の啓発に努める。

エ 在宅の要配慮者

原則、家族(介護者)と同伴により一般避難者と同様な防護措置を行う。

ただし、家族(介護者)と同伴できない場合は、自主防災会、社会福祉協議会、地域住民、消防団等と連携し防護措置を行う。

才 外国人

日本語での情報が十分理解できない外国人については、発電所での事故の状況、避難指示、 屋内退避指示等の情報が正確に伝わるよう、静岡県と連携し適切な情報伝達文を提供し、孤立 させないよう配慮しつつ一般避難者と同様な防護措置を行う。

カ 就学児童・生徒及び乳幼児等(学校、幼稚園、保育園)

市は、学校等が避難対象区域となる場合、対象となる学校等の施設管理者に対して、児童、生徒等の防護措置等に関する対応の指示を行う。

避難を要する場合、児童、生徒等が自宅からの避難を行うことができるよう、学校等の施設 管理者は、表1にある警戒事態又は施設敷地緊急事態が発令された段階で、児童、生徒等を保 護者に引渡す。

学校等の施設管理者は、災害時に適切に対応できるよう、地域性を反映させ保護者との間で、原子力災害発生時における児童、生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定め周知を図ることとする。

キ 一時滞在者 (観光客等)

市は静岡県と連携し、観光客等一時滞在者に対して、発電所での事故・トラブルについて、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行うものとする。

原則、表1にある施設敷地緊急事態となった時点でUPZ圏外への退避を求める。

ただし、帰宅困難な場合は最寄りの第一次指定避難所において屋内待機する。また、避難が 指示された段階で帰宅等ができない場合は、最寄りの第一指定避難所から住民とともにバス等 により避難する。

3 避難等防護措置の実施

(1) 緊急事態区分等に応じた防護措置

発電所の事故の状況を早急かつ正確に把握し、国、県、中部電力株式会社と協議の上、必要に

応じて次の体制を段階的かつ的確に実施することにより、住民の安全のため混乱が生じないよう に配慮する。

市は、災害時等の情報を収集するために、平常時から島田市地域防災計画第2章第5節「情報の収集・連絡体制等の整備」に基づき必要な措置を行う。

ア 情報収集事態(御前崎市で震度5弱または、震度5強の地震が発生した事態)

市は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、情報連絡室を設置する。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定公共機関に連絡するものとする。

イ 警戒事態

市は、県からEALに基づく防護措置の警戒事態を確認したと情報提供を受けた場合は、 国、県、中部電力株式会社と連絡を密にし、事故に関する情報及び状況の把握に努め、災害警 戒本部に移行できる体制を整える。

- 原子力災害対策室を設置する。
- 静岡県原子力防災センター(浜岡オフサイトセンター)へ迅速に連絡調整要員(市職員) を派遣し警戒事態に係る情報収集を行う。
- 事故の拡大による、原子力災害警戒本部設置体制移行に備える。
- 避難に係る準備、避難先自治体との事前調整を実施する。
- 第一次指定避難所の開設準備を行う。
- 緊急時モニタリングの実施に備え、簡易型電子線量計の設置のための準備を行う。
- 状況により、国・県の指示により緊急時モニタリングを実施する。
- 学校、幼稚園、保育園に帰宅実施を連絡し、下校又は保護者への引渡しを実施する。
- 避難行動要支援者は、避難準備を実施する。
- 事故等の状況について、住民広報を実施する。
- 原則、安定ョウ素剤は、国・県の指示により第一次指定避難所で配布及び服用することとなっているが、避難の実施時に指定された第一次指定避難所で安定ョウ素剤の受領が困難な住民に対して、あらかじめ配布する場合がある。配布の要領については、今後継続検討する。

(住民の行動)

- 住民は外出を控え、今後の事故状況の情報に注意を払う。
- 避難行動要支援者及び関係者は、避難手段の確保を行う。

ウ施設敷地緊急事態

市は、原子力災害警戒本部を立上げるとともに副市長等を静岡県原子力防災センター(浜岡オフサイトセンター)に派遣し、事故の情報収集に努め、国、県と今後の対応について協議をする。

- 住民に屋内退避の準備を指示するとともに、自家用車避難困難者等に第一次指定避難所へ の移動など、早めの避難開始を広報する。
- 外出者に対し、屋内退避及び避難指示に備え、帰宅を促す。

- 第一次指定避難所を開設し、安定ヨウ素剤配布担当職員(現地避難地(所)班員)は近隣 の救護所に安定ヨウ素剤を受取りに行き、配布準備を行う。(継続検討)
- 緊急時モニタリングセンターから指示を受け市内 12 箇所(固定測定器含む)に簡易型電子線量計を設置し計測を開始する。
- 自家用車避難困難者等の避難に必要な車両を確保するため県と協議し準備を行う。

(住民等の行動)

- 屋内退避の準備を行う。
- 帰宅した住民は、顔や手を洗い、うがいを行い、外出を控え、今後の情報に注意する。
- 要配慮者及び関係者の内、自家用車避難困難者並びに一般住民の内、自家用車避難困難 者等は、非常用持ち出し品を持参し第一次指定避難所に移動する。
- 一時滞在者(観光客等)は、UPZ圏外へ退去する。

工 全面緊急事態

市は、原子力災害対策本部を立ち上げ、市内全域の住民に屋内退避の実施や、OILの基準に基づく防護措置の準備を行うよう指示する。

- 静岡県原子力防災センター(浜岡オフサイトセンター)に派遣している副市長等をはじめ とした派遣職員と連絡を密にし、今後、起き得る状況の把握に努めるとともに国、県、中 部電力株式会社と協議し協議内容等を災害対策本部に報告する。
- 緊急時モニタリングの状況、想定される放射性物質の放出量、気象条件、静岡県原子力防 災センター(浜岡オフサイトセンター)の協議内容等を考慮し、避難の準備を促す。
- 避難に備え、避難先市町及び避難退域時検査及び除染場所への職員派遣の準備を行う。

(住民等の行動)

- 屋内退避を実施する。
- 帰宅後は、顔や手を洗い、うがいを行う。
- 帰宅した住民、第一次指定避難所に避難した住民は屋内退避を行い、退避している施設 の窓や扉を閉め、換気を止めて外気を遮断する。
- 今後の情報に注意し、避難の準備を行う。

オ 放射性物質の放出後の防護措置

放射性物質が放出された後、モニタリング結果等に応じて国・県の指示により、避難対象区域の住民に対し、OILに基づく避難等の緊急事態応急対策の実施を行う。ただし、国・県の指示に関し、避難等の緊急事態応急対策について積極的に意見を具申する。

- 空間放射線量率が、OILを超えた避難対象区域に避難指示を発令する。
- 安定ョウ素剤の服用については、原子力規制委員会が必要性を判断するため、国の指示に 基づき、又は市長の判断により安定ョウ素剤服用の指示に従い服用するものとする。ただ し、配布については状況に応じ指示前に配布する場合もある。(継続検討)

(住民等の行動)

○ 自力で避難が可能な住民

自家用車等により、地域毎に指定した、市内の第一次指定避難所において安定ョウ素剤の受領及び服用を行い、避難退域時検査場所(避難退域時検査済証を受領)を経由し避難先市町の一時集結地から避難先市町の避難所に向かう。

○ 自力で避難できない住民

地域毎に指定した、市内の第一次指定避難所に集合し安定ョウ素剤の受領及び服用を行い、県及び市が手配するバス等により避難退域時検査場所(避難退域時検査済証を受領)を経由し避難先市町の一時集結地から避難先市町の避難所に向かう。

※避難指示があった対象地域の住民で、避難指示があった時点で市外に滞在している場合は、 努めて定められた避難先市町の一時集結地に直接、避難する。

(避難時の住民等の留意事項)

- 避難時の持ち物は、3日分の食料・飲料水、貴重品、携帯用ラジオ、携帯電話、常用している薬、着替え、菓子類など(自然災害のものと同様)
- 避難時は、長袖上着、スラックス、マスク、帽子、雨具等により肌を露出させないような 服装等を着用する。
- 自宅の電気ブレーカーを遮断し、ガス、水道の元栓を閉め、戸締りを確認する。
- 車の窓は、閉めて移動する。
- ペットは原則として各家庭で同行する。

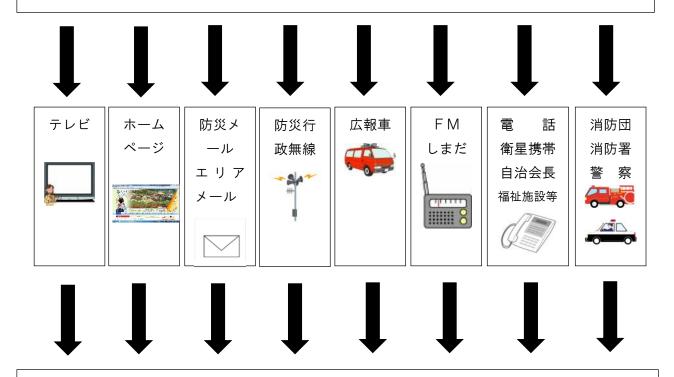
(2)避難等に関する情報手段

発電所からの事故等に関する情報や、国や県からの避難及び避難準備等に関する要請の連絡が あった場合は、住民に対する広報や関係機関に対し速やかに情報伝達する。

ア 住民等への情報伝達

避難等に関する情報伝達は、次のとおり使用し得るあらゆる情報伝達手段を活用する。

島田市災害対策本部



市民・事業所・学校等

※各自治会の自治会内家庭への情報伝達連絡網等を最大限活用する。

(ア) 広報の実施時期

災害の状況に応じて、次のようなタイミングで速やかに広報を行う。

- ○情報収集事態に至った場合
- ○緊急事態区分等に至った場合(警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等)
- ○特別の体制(災害対策本部設置等)をとった場合
- ○事故や災害の状況に大きな変化があった場合
- ○放射性物質が放出された場合
- ○緊急時モニタリングの結果がまとまった場合
- ○屋内退避準備、屋内退避、避難準備、住民避難等の防護措置を指示する場合
- ○PAZ圏内住民が避難を開始した場合
- ○その他情報提供が必要な場合(広報の間隔が開いた場合等)

(イ) 広報事項

次の事項について広報を実施する。

- ○事故等(災害及び被害)の状況に関する事
- ○市及び関係機関の対応状況に関する事

- ○屋内退避準備、屋内退避、避難準備、避難指示に関する事 (対象自治会又は町内会、避難所、避難先市町、避難ルート、避難退域時検査場所、注意事 項等)
- ○安定ヨウ素剤の配布、服用に関する事
- ○原子力災害における注意事項等

(ウ) 広報文例

災害の状況に応じて、島田市地域防災計画資料編の「広報文例」に掲げる文例を参考に速や かに広報を行う。

なお、現地での広報車による広報についてもこの文例に準じる。

4 緊急時モニタリングの実施

(1) 測定地点と避難単位

OILに基づく避難を実施する範囲を迅速に決定し円滑な多段階避難を実施するための避難単位及び防護措置の判断基準となる空間放射線量率の測定を実施するモニタリング箇所を、別表1のとおり市内12箇所に設定する。

状況により市独自でこれら以外の箇所についても測定する場合がある。

その結果は、国・県の指示に関し、避難等の緊急事態応急対策について積極的に意見を具申するための参考資料等とする。

(2) 緊急時モニタリング体制

静岡県緊急時モニタリング計画及び実施要領により静岡県と連携し実施する。

(3)要員の登録

市はあらかじめモニタリング要員を定め、緊急時モニタリングセンターの要員として緊急連絡 先と併せて登録する。

(4)要員の派遣

モニタリングを実施する場合、要員の緊急連絡先に緊急時モニタリングセンターから指示を受け静岡県原子力災害警戒(対策)本部内の放射線監視班員として静岡県緊急時モニタリング計画 及び実施要領に基づき行動する。

(5) モニタリング実施用資機材

モニタリング実施用資機材等については、あらかじめ定めてあるモニタリング箇所に保管する ものとする。

今後、全てのモニタリング箇所に静岡県で計画的に資機材等を配備する。

(6) 要員の安全管理

要員の防護措置等安全管理については、静岡県緊急時モニタリング計画及び実施要領に基づき実施する。

5 安定ヨウ素剤の配布及び服用の実施

安定ヨウ素剤の取扱については、「安定ヨウ素剤配布・服用に当たって」(平成 27 年 12 月 24 日 修正:原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課)を基に取扱こととする。

(1)配布対象者

安定ョウ素剤の配布・服用の指示を受けた時点で、下記の者を除いて、一時滞在者等も含めて 市内に所在する者全員が服用する。

ア 服用不適切者

イ 自らの意思で服用しない者

(2)配布場所

配布担当職員(現地避難地(所)班員)が近隣の救護所から安定ヨウ素剤及び内服液を受け 取り、原則、各地区の第一次指定避難所で配布する。

ただし、避難所以外の公共施設等で配布することも考慮する。その場合は、配布時に防災行 政無線等の情報伝達手段を利用し住民に周知を図る。

(3)配布の方法

配布場所において、説明資料、確認票とともに配布する。

配布担当者は安定ヨウ素剤の配布に当たっては、配布表に必要事項を記録する。回収にあたっても配布表を用いて行う。

(4)配布に関する手順

ア 防災行政無線等により住民広報を実施し、住民に安定ヨウ素剤の配布を周知する。

イ 配布担当者は安定ョウ素剤の配布に先立ち、安定ョウ素剤服用説明書を避難住民に配布 し、服用対象者や服用方法、副作用について説明を行い、確認票に記入させる。

ウ 配布担当者は、確認票を確認し一人ひとりに安定ョウ素剤を配布する。副作用の恐れが あるものの服用に際しては、医師の指示を仰ぐ。

(5)服用回数

原則1回とする。なお1回の服用後は、できる限り避難を優先させるものとするが、やむを 得ず2回目の服用を行う場合は、1回目の服用の効果が24時間持続することが認められてい るため、1回目の服用から24時間後とする。

(6) 服用量

対象者	ョウ素量	ョウ化 カリウム量	服用方法	
新生児	12.5mg	16.3mg	内服液 1 ml (丸薬 1 /3 に相当)	フポノー
生後1か月以上3歳未満	25.0mg	32.5mg	内服液 2 m1 (丸薬 2/3 に相当)	スポイト
3歳以上13歳未満			丸薬1丸	
13 歳以上			丸薬 2 丸	

※3際未満の乳幼児については、薬剤師がヨウ化カリウム(粉末)の内服薬の調製を行う。

(7)服用の時期

原則として、全面緊急事態に至った後に、発電所の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、原子力規制委員会が服用の必要性を判断するため、国の指示に基づき、又は市長の判断により安定ヨウ素剤服用の指示を出す。

ただし、安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを抑えるのみであり、放射性ヨ

ウ素が体内に取り込まれることを防ぐことはできないことから、避難や屋内退避等と組み合わせて活用する必要がある。

【安定ヨウ素剤の投与時期】

安定ヨウ素剤の投与時期	効 課
放射性ヨウ素が摂取される前の24時間以内または直後	90%以上の抑制効果
放射性ヨウ素が摂取される後8時間以内	40%の抑制効果

※配布場所において、安定ョウ素剤の服用について医師の到着を待つことによりタイミングを 逸することの無いような配布方法を引き続き県及び関係機関と連携し検討を進めるものとす る。

※安定ヨウ素剤の効率的な配布について、引き続き県及び関係機関と連携し、問診の方法等について検討を進めるものとする。

(8)服用中止の連絡

配布後、服用の必要がないと決定された場合は、市は、防災行政無線等の情報伝達手段を利用し、服用中止の周知を図る。

(9)回収

市は、安定ヨウ素剤の回収指示がされた場合は、迅速かつ的確に回収し、丸薬は備蓄し内服 液は破棄する。

6 住民の避難の実施

(1)避難の体制

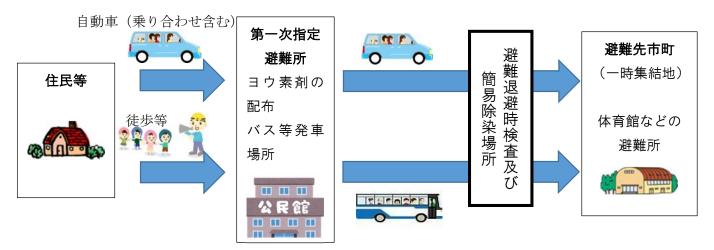
ア 市は、国や県から避難や避難準備等に関する情報連絡があり、避難や避難準備等を指示する場合は、避難対象区域に対して迅速に住民広報を行い住民避難等を実施する。

- イ 避難は、住民の自家用車避難(乗り合わせ含む)を原則とするが、自家用車での避難が困 難な住民については、市が指定するバス等発車場所からバス等の移動手段により集団避難を 実施する。
- ウ 市は、県と連携して、避難用のバス等の避難手段の確保について事前に対応を整備してお くものとする。

なお、避難実施前までに迅速にバス等の手配を実施するものとする。

エ 住民は、屋内退避準備指示が発令された段階で自宅に帰宅し、自宅からの避難を原則とする。ただし、事故の急速な進展等により避難開始までの時間的余裕がない場合や、学校、職場等からの帰宅が困難な場合や、第一次指定避難所に避難している場合には、滞在場所及び第一次指定避難所からの避難を行う。

【住民避難の基本的イメージ】



(2) 避難所の体制

避難に至る流れの中で、第一次指定避難所の果たすべき役割は次のとおりとする。

ア 屋内退避指示が発令された際、自宅での屋内退避よりも第一次指定避難所での屋内退避を 希望する場合に使用する。又は、市民以外の人が一時的に屋内退避する場合に使用する。

イ 安定ヨウ素剤の配布

国の指示又は市長の判断により配布、服用を指示した時点で、安定ヨウ素剤を配布する。

- ウ バス避難者等の対応
 - バス等で避難する避難者の受付及び誘導(発車時刻の管理等)
 - バス等車両の発車場所への誘導
- エ 第一次指定避難所の下記運営にかかる事項は、あらかじめ避難所運営会議において定めて おくこととする。
 - 開設責任者、要員、連絡先、連絡手段、開設手順
 - 市災害対策本部との連絡、避難者の把握(名簿作成)、バス等乗車の誘導の事務及び体 制
 - 安定ヨウ素剤の受領体制及び配布等にかかる留意事項

(3)避難者の対応

ア 屋内退避指示発令等

住民は、家屋の構造やその他の災害時の被災状況により、自宅における屋内退避が困難と 判断した場合や早期に避難した場合は、第一次指定避難所において屋内退避を実施する。

イ 避難指示発令時

自家用車等での避難が困難な住民等は、自宅から第一次指定避難所に集合し、県及び市の 手配するバス等により避難を実施する。

(4)避難経路

避難経路については、避難の際、自家用車(乗り合せ含む)を原則としていることから、島田市の地理的条件や渋滞緩和等を考慮する。避難先市町への主な避難経路は、表2及び別表1のとおりとする。(ただし、避難先市町までの具体的な避難経路は今後調整する。)

ただし、災害時の気象状況、災害状況、渋滞等により避難経路を変更する場合がある。その場合には、(3-(2)) 避難等に関する情報手段」のとおり住民に広報し、周知を図る。

表 2 主な避難経路及び避難退域時検査場所

市から避難退域時検査場所まで	避難退域時検査及 び除染場所	避難退域時検査場所 から避難市町まで	避難先市町等
・新東名高速道路 ・東名高速道路 ・国道1号	・東名高速道路 ・東名高速道路沿 道 IC 周辺 1 筒所		静岡県内(静岡市、富士市、沼津市、長泉町、清水町、函南町、伊豆の国市、伊豆市、下田市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、南伊豆町) 関東地方の都県 (平成28年3月31日現在、県が東京都と協議している。)
・県道 63 号藤枝 天竜線・県道 77 号川根寸又峡線 →県道 263 号春野 下泉停車場線	・県道 263 号春野 下泉停車場線沿道 <u>1箇所</u>	・県道 263 号春野下 泉停車場線→国道 362 号	静岡県内 (川根本町)

(5) 避難退域時検査及び簡易除染

避難住民の避難退域時検査及び簡易除染については、避難住民の迅速な避難の実効性を確保しつつ、当該避難による汚染の拡大を防止するよう努める。

ア 検査場所

市の避難退域時検査及び簡易除染の検査場所については、表2及び別表1のとおりとし、原子力緊急事態においてOILに基づく防護措置による避難対象範囲や人数、避難経路を考慮し、静岡県が開設する。

イ 実施方法

原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル(原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課、平成27年8月26日)に準拠し、車両用ゲートモニタ、GMサーベイメーター、対表面汚染モニタなどの測定器を使用し、汚染検査を実施する。検査の基準値(OIL4)を超えた場合には、簡易除染を行い基準値未満となったことを確認する。検査又は簡易除染が終了した後、検査に適合した旨の証明書を発行する。

なお、避難退域時検査及び簡易除染の実施法の詳細については、静岡県が別途実施要領を定める。

ウ 実施主体

避難退域時検査及び簡易除染の検査場所の開設、実施については、静岡県が主体で行うものとする。

市は、今後、避難退域時検査及び簡易除染に必要な人員等の体制について静岡県と連携して整備を図るものとする。

7 避難誘導、確認の実施

避難対象区域の住民の避難誘導、避難完了確認は、次により実施するものとする。

(1) 避難誘導時の警察、消防との連携

市災害対策本部は、避難対象区域の住民に避難指示を出す段階で、島田警察署と交通規制の場所、規制予定時間、避難対象区域の確認を調整するとともに、静岡市島田消防署に対して、 避難対象区域の避難指示等巡回広報及び避難実施の確認作業を依頼する。

(2) 避難誘導時等の消防団、自主防災会等の連携

市災害対策本部は、避難対象区域の避難所に市職員を配置し、避難対象区域の消防団及び自 主防災会と連携し、住民等の避難状況を確認する。

消防団は、避難対象区域の避難指示等巡回広報を行う。

市は、平常時から自主防災会ごとの避難方法、第一次指定避難所、避難ルート、避難先市町 一時集結地、避難先市町避難所について周知を図る。

(3) バス等による避難の対応

自家用車での避難が困難な住民は、第一次指定避難所に集合するものとする。

第一次指定避難所に配置した市職員は、集合した住民の人数を市災害対策本部に報告する。 市災害対策本部は、静岡県と連携し、第一次指定避難所等にバス等を配車し、集合した住民 を集団で避難先へ移送する。

(4) 避難対象区域の避難実施の確認方法

市職員及び消防職員は協力し、可能な限り戸別訪問を実施し避難の完了を確認する。

(5)避難報告

市職員及び消防職員は、避難の確認を完了した後、市災害対策本部に「避難完了」を報告する。

【避難の誘導、確認の概要】

段階

活 動 等

市災害対策本部が、避難対象区域の住民に避難指示を出す段階

準備

- ①市災害対策本部は、避難対象区域の第一次指定避難所に現地避難地(所)班員を 配置する。
- ②島田警察署と交通規制の調整(場所、予定時間、避難対象区域)をする。
- ③静岡市島田消防署及び島田市消防団に避難対象区域の避難指示等巡回広報を依頼 する。



避難指示

- ①市災害対策本部は、「住民等の情報伝達」に基づき、避難対象区域の住民等に避難を指示する。
- ②市災害対策本部は、関係機関と相互連絡を取り、連携を図る。



市職員は、避難対象区域の自主防災組織及び消防団と連携して次のことを行う。

①住民の避難状況の情報を収集し、市災害対策本部へ報告する。

避難所

②第一次指定避難所に集合したバス等での避難者の住民等の氏名、人数を確認する。



避難指示

- ①市職員と消防団とが班を編成し、可能な限り、一戸ごと戸別訪問し、未避難者を 確認する。
- ②現地避難地(所)班員は、避難の確認を完了した後、市災害対策本部に「避難完了」を報告する。
- ③報告を受けた市災害対策本部は、静岡県、島田警察署、静岡市島田消防署、消防 団及び関係機関に避難完了報告を行う。



避難退域

①避難退域時検査場所に職員を派遣し、静岡県と連携し対応を行う。

時検査場

所及び避

②避難先市町に職員を派遣し避難先市町一時集結地において、避難住民の受入が円滑に実施できるよう、避難先自治体職員と連携を図るものとする。

難先市町

③避難先市町派遣職員は、避難住民の基本的事項を市対策本部に報告する。

8 避難先等の対応

(1) 避難先の整理と周知

避難先市町は、「2の(6)」のとおりとする。

市及び県は、地域コミュニティの維持や円滑な避難住民支援を行うため、自治会単位で避難

ができるよう、避難先市町の協力を得て、あらかじめ避難先を設定し、避難先一時集結地及び 避難ルート等と併せて、住民に事前に周知しておく。

(2) バックアップとなる自治体への避難

市及び県は、県内避難先市町が被災等や避難経路が被災等により避難の受入が困難な場合は、「2の(6)」のとおり関東地方の都県(平成28年3月31日現在、県が東京都と協議している。)に避難する。

今後、市及び県は、関東地方の都県(平成28年3月31日現在、県が東京都と協議している。)と協議を進め早い時期に県内避難先と同様な避難住民の受入れ体制を整備する。

(3) 避難住民の支援体制等

市は、国や静岡県、避難先市町等と連携し、避難先での受け入れや避難住民への支援が十分行えるよう、避難所運営や物資確保等の体制を整える。

ア 避難先市町避難所の開設及び運営

住民避難に際しては、避難元である島田市職員が避難先市町避難所に同行するとともに、 避難先市町と避難住民のパイプ役及び市災害対策本部との連絡調整を担う。

避難開始直後からできるだけ早期に、避難先市町一時集結地及び各避難先施設へ市職員を順次派遣し、避難住民による避難所の自主運営体制に移行する。その際、島田市職員及びボランティア等が支援する。

住民の不安に応えるため、静岡県と連携し避難先市町避難所に住民相談窓口を設置する体制を整える。

避難が長期化すると見込まれる場合、国、静岡県と連携し賃貸住宅、仮設住宅へできるだけ早期に移転できるよう努める。

イ 避難先市町での対応

- (ア) 避難所は、原則、避難先市町が指定する避難所とする。
- (イ) 原則として、学校は体育館のみとし、その他の公共施設(公民館等)は全施設とする。 ただし、その他の公共施設については、規模や各施設の管理形態等により、避難所として 除外される。
- (ウ) 避難者の受入れ期間は、原則1ヶ月程度とし、それ以降は、より広範囲での移転等については静岡県、国により調整する。
- (エ)避難所開設等の避難所運営の初動対応(3日間程度を目安)は避難先市町村で対応する ものとするが、できる限り速やかに、島田市に引き継ぐものとする。
- (オ) 避難退域時検査及び除染、または汚染していなことの証明は、静岡県内で行い証明書を 発行する。
- (カ) 避難所の受入れ人数の算定は、原則避難先市町の規準を用いるが、その基準が無い場合は、一人あたり3㎡(有効面積)を目安とする。
- (キ)食料や資機材については、原則、島田市で準備する(避難者が調達する、島田市が調達する等)こととし、避難先市町村であらためて備蓄することはない。なお、初動対応時において、既存の備蓄等の範囲の中で協力を受けた場合、費用については島田市が負担する。

ウ 避難物資の確保

原則、初動対応時においては、避難物資で不足するものについては、避難先市町に協力を要請する。

なお、避難者自らが購入し確保することに努める。

(4)避難者への情報提供

避難者への情報提供は、避難行動要支援者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅等、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等に配慮した情報伝達に努める。

特に、避難所に居る被災者については、情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については十分配慮し適切な情報を提供できるよう努めるものとする。

(5)健康管理とメンタルヘルス

放射線被ばくや放射施物質による汚染に対する不安や避難生活での環境変化から精神及び健康に悪影響を及ぼすことが考えられる。また、避難前の生活の中で継続した治療や常備薬の服用など継続的な医療が必要な場合もある。

このようなことから、静岡県、国及び関係医師会と連携、協力を得て、避難所の巡回診療の実施や医師の診察を受ける環境を整えるものとする。

また、静岡県と連携のもと、保健師等を各避難所に派遣し、専門家とも連携しながら、避難者の健康管理やストレスケアに努める。

9 要配慮者等の防護措置の実施

(1)病院入院患者

病院等は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、入院患者の症例に適した避難手段に 配慮した避難計画をあらかじめ策定するものとする。

病院等は、表1にある全面緊急事態の際に屋内退避の指示が発出されたときは、屋内退避を 実施し、入院患者の症例に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

入院患者の避難先については、県が提供する避難先候補病院等の情報に基づき、病院及び市は 受入れを要請し避難準備を整えるものとする。

避難指示が発出されても、避難先病院等の受入れ体制及び適切な輸送体制(避難手段)が整 うまでは屋内退避を実施し、整ってから避難を開始する。

市内の病院及び有床診療所一覧は、別表2の1のとおり。



(2) 社会福祉施設入所者

入所施設は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、入所者の状態に適した避難手段に 配慮した避難計画をあらかじめ策定するものとする。

入所施設は、表1にある全面緊急事態の際に屋内退避の指示が発出されたときは、屋内退避 を実施し、入所者の状態に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

入所者の避難先については、県が提供する避難先候補入所施設の情報に基づき、入所施設及 び市は受入れを要請し避難準備を整えるものとする。

避難指示が発出されても、避難先施設等の受入れ体制及び適切な輸送体制(避難手段)が整 うまでは屋内退避を実施し、受入れ体制及び輸送体制が整ってから避難を開始する。

市内の社会福祉施設入所施設及びサービス付き高齢者向け住宅一覧表は、別表2の2及び3のとおり。



(3) 社会福祉施設通所者

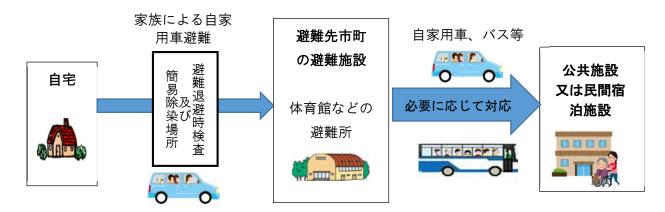
通所施設は、通所者を受け入れている時の施設毎の避難計画をあらかじめ策定するものとする。

通所施設は、表1にある警戒事態となった時点で、通所者等の実態に応じ必要であればサービスを中止し、通所者が自宅からの避難を行うことができるよう、送迎により家族(介護者)に引き渡しを開始する。なお、引き渡しができない通所者は施設に留め置き屋内退避の準備を開始する。

放射性物質が漏洩し、避難指示又は一時移転の指示が発出された時点で、通所者が施設に残っている場合は、通所者の状況により適切な搬送体制が整ってから避難を実施する。その際に、家族への引渡しは避難先で行う。なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

(4) 在宅の要配慮者

避難先施設については、原則一般住民と同じ避難所とし、配慮を要する状況に応じて使用し得る公共施設等を利用する。この際、避難先市町の実情により静岡県と連携し、民間宿泊施設を含めた避難先施設を確保する。



(5) 外国人

日本語の情報が理解できない外国人を孤立させないよう情報伝達に注意を払い一般住民と同様な避難を実施する。

(6) 就学児童・生徒及び乳幼児等(学校、幼稚園、保育園)

県が別に定めるマニュアル等により、児童生徒等が在校しているときの学校等毎の避難計画を 定めるものとする。

表1にある警戒事態又は施設敷地緊急事態になった時点で教育活動を中止し、自宅からの避難 を行うことができるよう、速やかに児童生徒等の下校又は保護者への引渡しを開始する。

下校又は保護者への引渡しが出来ない児童生徒等は学校等に留め置く。表1にある全面緊急事態となった時点で、速やかに児童生徒等を屋内退避させ、校舎等の屋内で保護者への引渡しを継続する。

放射性物質が漏洩し、市から、学校が所在する地区に避難指示又は一時移転の指示が出された時点で保護者への引渡しは中断し、教職員は在校児童生徒等と第一次指定避難所に徒歩等で移動し、バス等で避難する(バス等の確保は、県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う。)。なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

教職員が児童生徒等を引率して避難した際、保護者への引渡しは避難先で行う。

(7) 一時滞在者(観光客等)

市は、国・県と連携し、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行う。

原則、表1にある施設敷地緊急事態となった時点で、一時滞在者に対して、UPZ圏外への退避を求める。

避難指示が発出された段階で帰宅等ができない場合は、最寄りの第一次指定避難所から住民と ともにバス等により避難する。

10 市役所機能の移転

県内避難の場合は、原則、市役所本庁機能(教育委員会、原子力災害対策本部含む)を川根支所 に移転する。また、静岡県内中部地区1箇所、東部地区3箇所、賀茂地区1箇所に支所機能を設置 する。状況に応じて、支所機能業務については、随時調整する。

県外避難の場合は、今後関東地方の都県が決定次第検討する。

11 住民からの問合せに対する対応

国、県及び関係機関と連携し、必要に応じ、住民からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、原子力災害に対する知見を備えた要員の配置等を行うための体制の確保に努める。なお、専用電話の窓口の設置については、防災行政無線等複数の伝達手段により広報する。

また、住民のニーズに併せた情報の収集、整理、発信を行う。

12 今後の検討課題

- (1) 避難後の島田市内の防災、治安体制について
- (2) 避難先市町での学校教育、保育体制について
- (3) その他

					発電所	発電所	人口等	(平成 27	年3月31日	月現在)		避難退避域時
	避難単位の名称	測定地点	指定避難所	自治会等の名称	からの距離	光電所 からの 方位	世帯数	男	女	計	県内避難先 市町	検査場所及び そこまでの主 な避難経路
			お茶の郷	牧の原	20km 圏	北	372	541	580	1, 121		
			神谷城西公民館 菊川の里会館	菊神	20km 圏	北	179	326	313	639		
	金谷南	お茶の郷博物館	2107 11 12 11 12 11 11 11 11 11 11 11 11 11	姫宮町	31km 圏	北	210	253	286	539	静岡市	
1	(かなやみなみ)	金谷富士見町 3053-2	金谷小学校	金谷元町	31km 圏	北	445 355	566 478	613	1, 179	印制刊	
				天王・二軒屋 金谷中央	31km 圏 31km 圏	北北	366	483	499 479	977 962		
			金谷高校	金谷東町	31km 圏	北	744	1, 069	1, 078	2, 147		
	海 □	海 D J 学校	並行同仅	学園通り	31km 圏	北	456	679	693	1, 372	河津町	
2	湯日 (ゆい)	湯日小学校 湯日 564	湯日小学校	湯日 南原	20km 圏 20km 圏	北北東	321 571	530 768	525 727	1, 055 1, 495		
			初倉南小学校	岡田	20km 圏	北北東	469	662	710	1, 372		>= 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1
				月坂	31km 圏	北北東	460	603	627	1, 230		避難退域時檢 査場所
3	初倉	初倉南小学校	初倉中学校	大柳 中河	31km 圏 31km 圏	北北東 北北東	656 378	964 472	888 449	1, 852 921		<u> </u>
	(はつくら)	南原 10	初着千子仪	井口	31km 圏	北北東	552	706	690	1, 396		* + 4 52 - 1 1
			色尾沼伏	31km 圏	北北東	693	872	944	1,816		【静岡市内】	
			初倉小学校	旧初	31km 圏	北北東	328	433	465	898 821	静岡市	東名高速道路
				谷口 河原町	31km 圏 31km 圏	北北東北	261 477	409 628	412 680	1, 308		沿道・IC 周辺
			島田高校	稲荷町	31km 圏	北	1, 225	1, 605	1, 699	3, 304		1 箇所
			島田第一小学校	向谷町	31km 圏	北	497	691	683	1, 374		新東名高速道
			島田第一中学校	三ツ合町	31km 圏	北	441	609	636	1, 245		路沿道·IC 周
			島田樟誠高校	若松町 向谷元町	31km 圏 31km 圏	北北	230 366	277 533	330 578	607 1, 111		辺4箇所
			四川平城间仅	本通一丁目	31km 圏	北	190	191	203	394		国道1号沿道
				大井町	31km 圏	北	277	315	351	666		1 箇所
	島田西	B田第三小学校	島田第二小学校	中央第二	31km 圏	北 ":	197	223	248	471		
4	(しまだにし)	南1丁目10-1		向島町 宮川町	31km 圏 31km 圏	北北	460 266	596 296	631 315	1, 227 611		【川根本町内】
				中溝町	31km 圏	北	1, 323	1, 667	1, 800	3, 467		L 7 (1
				横井町	31km 圏	北	1, 136	1, 412	1, 491	2, 903		県道 263 号春
			自四签二十兴校	中央第三	31km 圏	北	207	226	245	471	富士市	野下泉停車場線1箇所
			島田第三小学校	本通六丁目 南町	31km 圏 31km 圏	北北	128 562	167 706	179 778	346 1, 484		//X I [ii//]
				高砂・宝来	31km 圏	北	364	453	471	924		
			島田商業高校	本通七丁目	31km 圏	北	329	427	449	876		
			西山阳采问仅	祇園・新田	31km 圏	北	276	339	346	685		
			島田第四小学校	元島田東町	31km 圏 31km 圏	北北	1, 101 95	1, 485 91	1, 552 70	3, 037 161	長泉町	
				松葉町	31km 圏	北	108	104	114	218	函南町	
	島田東・六合		島田第五小学校	御仮屋町	31km 圏	北	658	845	879	1,724	富士市	
5	(しまだひがし・	六合中学校	曲山外立行子区	旭町	31km 圏	北	1, 387	1, 762	1, 803	3, 565	沼津市	
	ろくごう)	道悦2丁目25-1	島田工業高校	阿知ヶ谷・東光寺 岸町	31km 圏 31km 圏	北北東	663 937	929	954 1, 338	1, 883 2, 651	下田市	主な避難経路
			六合小学校	道悦島	31km 圏	北北東	1, 702	2, 209	2, 293	4, 502	1 14111	<u></u>
			六合中学校 六合東小学校	東町	31km 圏	北北東	2, 277	3, 291	3, 303	6, 594	沼津市	東名高速道路
			金谷中学校	栄・代官	31km 圏	北	553	772	756	1, 528	松崎町	
				泉町 志戸呂	31km 圏 31km 圏	北北	463 348	686 527	713 542	1, 399 1, 069	函南町 清水町	新東名高速道 路
6	金谷北(かわめまた)	島田市役所金谷庁舎	夢づくり会館	島	31km 圏	北	608	849	898	1,747	療水町 東伊豆町	
	(かなやきた)	金谷代官町 3400		横岡	31km 圏	北	370	605	587	1, 192	南伊豆町	国道1号
			五和小学校	竹下	31km 圏	北北	377	558 635	614 690	1, 172	西伊豆町	県道 63 号藤枝
	伊太	伊太小学校	/m 1 1 22 1 1	牛尾	31km 圏		441			1, 325	伊豆市	天竜線
7	(いた)	伊太 1314	伊太小学校	伊太	31km 圏	北	685	915	942	1,857	沼津市	· 県道 77 号川根
				本通三丁目・幸町	31km 圏	北北	290	303	359	662		京型 17 号川松 寸又峡線
	島田北・大津	中央公園モニムリングポスト	島田第二中学校	本通四丁目・柳町 大津通	31km 圏 31km 圏	北北	97 141	114 167	124 196	238 363	富士市	
8	(しまだきた・おおつ)	野田 1689	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	中央町 (大字)	31km 圏	北	406	464	510	974		県道 263 号春 野下泉停車場
	40 J)		1 164 1 154 1 1	花みずき中央	31km 圏	北	1, 250	1, 557	1, 699	3, 256	/m :	野
	大代	大代公民館	大津小学校	大津	31km 圏	北	1,588	2, 187	2, 378	4, 565	伊豆の国市	
9	(おおじろ)	大代 880-2	大代公民館	大代	31km 圏	北北西	198	375	366	741	下田市	
			北五和会館	北五和	31km 圏	北	136	181	187	368	南伊豆町	
10	北五和	北五和会館		家山 身成	圏外 圏外	北北	939 376	1, 303 577	1, 364 574	2, 667 1, 151	静岡市	
10	(きたごか)	福用 175-1	川根地区5箇所	カル 抜里・葛籠	圏外	北	301	483	493	976	nite to	
				笹間	圏外	北	186	220	216	436	川根本町	
	神座・鵜網・伊久美	神座小学校	神座小学校	神座・鵜網	31km 圏	北	424	702	724	1, 426	伊豆の国市	
11	(かんざ・うあみ・ いくみ)	神座 1444	山の家 伊久美小学校	伊久身 伊久身	31km 圏 圏外	北 北	128 188	174 265	195 268	369 533	下田市	
1.0	相賀	相賀小学校									10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	
12	(おおか)	相賀 875	相賀小学校	相賀	31km 圏	北	332	503	528	1, 031	長泉町	
						計	36, 520			100, 646		
-							H 0.4 F00			04.000		

1 市内の病院及び有床診療所一覧

連番	PAZ, UPZ	自治区等の名称	発電所 からの 距離	方位	病院・診療所名	所在地	ベッド 数	診療科目
1	UPZ	大津自治会	31km圏	北	市立島田市民病院	野田1200-5	536	内(専門内科多数)・ 外・呼外・脳外・整・ 形・精・小・皮・泌・産 婦・眼・耳・リハ・放・ 病理・臨検・救・麻・歯 外
2	UPZ	岸町自治会	31km圏	北北東	しのはら産科婦人科医院	岸町658-1	11	産婦
						計	547	

2 市内の社会福祉施設入所施設一覧表

市町名	PAZ, UPZ	自治区等の 名 称	発 電 所 の 距 離	方位	施設名称	所在地	職員数(人)	入所・ 利用者 の定員 数(人)	建物構造	入所· 通所
1	UPZ	大津自治会	31km圏	北	特別養護老人ホーム 永福荘	大草10	42	54	RC	入所
2	UPZ	牛尾自治会	31km圏	北	特別養護老人ホーム 本田山荘	牛尾1102-1	68	50	RC	入所
3	UPZ	中河自治会	31km圏	北北東	特別養護老人ホーム みどりの園	中河375-1	64	50	RC	入所
4	UPZ	花みずき中央自治会	31km圏	北	特別養護老人ホーム あすか	中河町326-1	103	70	S	入所
5	UPZ	島自治会	31km圏	北	特別養護老人ホーム かなや	島536-1	58	50	S	入所
6	UPZ	色尾沼伏自治会	31km圏	北北東	特別養護老人ホーム ほたるの丘	阪本2449-2	64	100	RC	入所
7	圏外	家山自治会	圏外		特別養護老人ホーム とこは	川根町家山4168-1	57	50	RC	入所
8	UPZ	島自治会	31km圏	北	介護老人保健施設 エコトープ	島534-1	113	150	RC	入所
9	UPZ	東町自治会	31km圏	北北東	介護老人保健施設 さくら	東町1331	108	150	S	入所
10	UPZ	中溝町自治会	31km圏	北	介護老人保健施設 アポロン	中溝町1714-1	90	80	S	入所
11	UPZ	伊太区自治会	31km圏	北	介護老人保健施設 サテライトアポロン伊太 認知症対応型共同生活介護 アポロン伊太	伊太2170-1	58	29	S	入所
12	UPZ	横井町自治会	31km圏	北	認知症対応型共同生活介護 ま一がれっと島田	横井2-25-6	8	9	W	入所
13	UPZ	阿知ヶ谷・東光寺自治会	31km圏	北	認知症対応型共同生活介護 郷の家	東光寺178-5	13	9	W	入所
14	UPZ	色尾沼伏自治会	31km圏	北北東	認知症対応型共同生活介護 ケアクオリティ初倉	阪本1444 あけぼの館3階	14	18	RC	入所
15	UPZ	栄・代官自治会	31km圏	岩	認知症対応型共同生活介護 ひぎり	金谷代官町 802-16	17	18	S	入所
16	UPZ	宮川町自治会	31km圏	北	認知症対応型共同生活介護 あかり	宮川町2349-6	23	18	W	入所
17	UPZ	御仮屋町自治会	31km圏	北	認知症対応型共同生活介護 ケアクオリティおかりや	御仮屋町9530	16	18	RC	入所
18	UPZ	御仮屋町自治会	31km圏	北	特定施設入居者生活介護施設 クオリティリビングおかりや	御仮屋町9530	39	60	RC	入所
19	UPZ	向谷町自治会	31km圏	北	認知症対応型共同生活介護 一期一会のえにし	向谷四丁目 1008-1	15	18	S	入所
20	UPZ	中溝町自治会	31km圏	北	認知症対応型共同生活介護 まごころホーム島田 小規模多機能型居宅介護 まごころの家島田	中溝町580	20	38	W	入所 通所

市町名	PAZ, UPZ	自治区等の 名 称	発 電 所 の 距 離	方位	施設名称	所在地	職員数(人)	入所・ 利用者 の定員 数(人)	建物構造	入所· 通所
21	圏外	身成自治会	圏外		小規模多機能型居宅介護 コミュニティケア笹間渡	川根町笹間渡 432-1	12	29	SRC	入所 通所
22	UPZ	東町自治会	31km圏	北北東	特定施設入居者生活介護施設 シンシア島田	東町11-1	29	44	RС	入所
23	UPZ	東町自治会	31km圏	北北東	特定施設入居者生活介護施設 でらいと島田	東町183	78	100	SRC	入所
24	UPZ	栄・代官自治会	31km圏	北	特定施設入居者生活介護施設 ニチイケアセンター島田金谷	金谷栄町197-1	15	60	S	入所
25	UPZ	栄・代官自治会	31km圏	北	金谷ケアパークそよ風	金谷栄町347-88	17	70	RС	入所
26	UPZ	金谷東町自治会	31km圏	北	特定施設入居者生活介護施設 ラ・ナシカ島田	金谷河原1497-1	15	60	RC	入所
27	UPZ	大津自治会	31km圏	北	養護老人ホーム ぎんもくせい	尾川16-2	19	50	S	入所
28	UPZ	向谷町自治会	31km圏	北	アースヴィレッジ島田	向谷2-6-9	29	43	RС	入所
29	UPZ	東町自治会	31km圏	北北東	ふたばの家	東町241	8	12	S	入所
30	UPZ	栄・代官自治会	31km圏	北	コージュ金谷	金谷代官町839- 3	9	18	W	入所
31	UPZ	湯日自治会	20km圏	北	ついつい雨やどり	湯日1-1				入所
32	UPZ	島自治会	31km圏	北	駿園学園共同生活介護事業所	島572-2				入所
33	UPZ	阿知ヶ谷・東光寺自治会	31km圏	北	青葉の家	阿知ヶ谷86-8				入所
34	UPZ	大津自治会	31km圏	北	ケアホームみぎわ	落合717-1				入所
35	UPZ	井口自治会	31km圏	北北東	そろそろ雨やどり	井口44-5エクセ レントジュリカ 203号				入所
36	UPZ	花みずき中央自治会	31km圏	北	認知症対応型共同生活介護 あすか	中河町326-1	12	16	S	入所
37	UPZ	北五和自治会	31km圏	北	駿遠学園	福用112	33	34	RC	入所
38	圏外	家山自治会	圏外		認知症対応型共同生活介護 汽笛	川根町家山382- 1	18	18	RC	入所
						計	1, 317	1, 627		

注:建物構造記号(W:木造、S:鉄骨、RC:鉄筋コンクリート、SRC:鉄骨鉄筋コンクリート)

3 市内のサービス付き高齢者向け住宅一覧表

市町名	PAZ, UPZ	目冶区等の	発電所の離	方位	施設名称	所在地	職員数(人)	部屋 (戸)	建物構造	入所• 通所
1	UPZ	高砂・宝来自治会	31km圏	北	サービス付き高齢者向け住宅ア クア島田	高砂町6245-1	15	7	RC	入所
				·		*	15	7		

注:建物構造記号(W:木造、S:鉄骨、RC:鉄筋コンクリート、SRC:鉄骨鉄筋コンクリート)